

「平成 25 年 4 月からの家庭用資源物とごみの分け方・出し方(案)」に対する意見募集結果について

平成 24 年 2 月 1 日(水)～2 月 17 日(金)まで実施しました「平成 25 年 4 月からの家庭用資源物とごみの分け方・出し方(案)」に対する意見募集において、よせられた意見・質問等の概要と市の考え方等を下記のとおり公表します。

No	ご意見等の概要	件数	市の考え方
1	12 品目に細分化される資源物の排出が有料であるにもかかわらず、資源化の具体例があげられていない。	1	啓発用パンフレットを作成する際には、写真やイラストをいれるなど市民の皆様にご覧いただきやすいようなパンフレットにしたいと考えております。資源化の具体例の記載については、パンフレットを作成していく中で検討します。
2	指定袋の種類、料金(処理手数料)、資源物・ごみの収集回数が記載されていない。	1	啓発用パンフレットを作成する際には、写真やイラストをいれるなど市民の皆様にご覧いただきやすいようなパンフレットにしたいと考えております。指定袋の種類、料金(処理手数料)、資源物・ごみの収集回数の記載については、パンフレットを作成していく中で検討します。
3	資源物を分別する際の汚れを落とす基準を明確にしてほしい。	1	汚れを落とす基準は、出す人の判断にならざるを得ないところがありますが、ある程度の目安を記載することについては、パンフレットを作成していく中で検討します。

4	粗大ごみについては、各自での持ち込みなど現状と処理方法が変わらないが、市民への負担が増えるのではないか。	1	平成 25 年度におきましては、現状のとおり、各地域の清掃センターもしくは最終処分場へ排出者自らが持ち込んでいただくか（処理手数料が必要）、市から許可を受けた民間の運搬業者に依頼（有料）していただきたいと考えております。平成 26 年度以降につきましては、粗大ごみは、経過措置的に一定期間、大王清掃センターとエコフレンドリーはまじま（もしくは浜島一般廃棄物最終処分場）において中継する案を検討しております。ですから、新ごみ処理施設もしくは中継基地へ排出者自らが持ち込んでいただくか（処理手数料が必要）、市から許可を受けた民間の運搬業者に依頼（有料）していただきたいと考えております。市民サービスとのバランスを考えながら経費（市の予算）を抑える方法をお願いしたいと思いますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。
5	分別区分が細くなり、市民への負担が増えるのではないか。	1	ごみは、分別することによってリサイクル（他の製品の原材料として使用する）することができます。リサイクルすることによって地球上の限りある天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することができます。また、ごみの焼却や埋め立てを減らし、ごみ処理に係る経費やごみ処理施設をつくり直す費用を抑えることもできます。市民サービスとのバランスを考えながら経費（市の予算）を抑えるため、本案のとおり分別したいと思いますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

6	<p>本案作成の経緯や周知を十分に行っていただき、市民との対話をお願いしたい。</p>	1	<p>市民参画の確保等を目的に、「平成 25 年 4 月からの家庭用資源物とごみの分け方・出し方(案)」に対するパブリックコメント(意見募集)を実施しました。今回提出されたご意見等は、本案を正式なものにしていくうえでの貴重な検討資料として、今後の参考とさせていただきます。また、市内の各自治会長さんなどを対象に本案の説明を行い、ご意見をいただく機会を設けました。</p>
7	<p>鳥羽志勢広域連合で建設している新ごみ処理施設は、焼却炉の性能が向上していると思うが、なぜ、今まで以上に分別の細分化、統一が必要なのか。また、分別の細分化によって、ごみは減量されるのか。</p>	1	<p>ごみは、分別することによってリサイクル(他の製品の原材料として使用する)することができます。ごみを分別することで、資源物を取り出し、焼却するごみや埋め立てするごみを減らすことができ、ごみ処理に係る経費やごみ処理施設をつくり直す費用を抑えることができます。また、リサイクルすることによって地球上の限りある天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することもできます。市民サービスとのバランスを考えながら経費(市の予算)を抑えるため、本案のとおり分別をしたいと思いますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。</p>
8	<p>集積所に出されたルール違反ごみについては、収集不可にするのではなく、徹底した指導をお願いしたい。</p>	1	<p>ルール違反ごみが出された場合は、そのごみがルール違反であることを排出者にわかっていただくため、違反シールを張り、排出者に持ち帰っていただきます。分別方法などのルールを守っていただいたうえで再度出し直していただきます。市としましてもルール違反ごみが少しでも減るように十分な啓発活動を</p>

			実施したいと考えております。
9	志摩清掃センターについて、稼働可能な期間は、持ち込みごみに対して継続運用することができないか。	1	現在、稼働している清掃センター等は鳥羽志勢広域連合新ごみ処理施設稼働予定の平成26年度以降すべて稼働停止する予定です。志摩清掃センターについても継続運用することは考えておりません。
10	志摩清掃センターの継続運用が不可能ならば、志摩町内に中継基地が必要である。	1	志摩町内に中継基地を設置することはできませんが、粗大ごみ及び自治会などがボランティア活動により公有地を清掃した際のごみについては、経過措置的に一定期間、大王清掃センターとエコフレンドリーはまじま(もしくは浜島一般廃棄物最終処分場)において中継する案を検討しております。粗大ごみを除く家庭ごみについては、指定袋に入れて集積所に出していただき、事業系一般廃棄物については、営業活動から生じた廃棄物でありますので、事業者自ら新ごみ処理施設へ搬入していただくか、許可業者に収集運搬を委託するなどにより対応をお願いします。
11	資源物とごみの分別は、市全域で統一のうえ出来るだけ簡単にしていきたい。	1	ごみは、分別することによってリサイクル(他の製品の原材料として使用する)することができます。ごみを分別することで、資源物を取り出し、焼却するごみや埋め立てするごみを減らすことができ、ごみ処理に係る経費やごみ処理施設をつくり直す費用を抑えることができます。また、リサイクルすることによっ

			<p>て地球上の限りある天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することもできます。市民サービスとのバランスを考えながら経費(市の予算)を抑えるため、本案のとおり分別したいと思しますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。</p>
12	<p>高齢者のことを考慮し、収集日の前日の夜間にごみを出せるようにお願いしたい。</p>	1	<p>前日の夜間にごみを出すと、野良猫やカラスなどにごみを荒らされるなどの被害を受けることがあるため、収集日当日の朝、きめられた時間までにごみを出していただくようお願いします。</p>
13	<p>全地区において、祝日や年末年始にもごみの収集を実施すべきである。</p>	1	<p>祝日や年末年始(12月29日～1月3日)にごみの収集を実施することは考えておりません。ただし、持ち込みごみに関しては、ごみカレンダー等を確認のうえ、ごみ処理施設の開庁日であれば、直接、施設へ持ち込むことはできます。市民サービスとのバランスを考えながら経費(市の予算)を抑えたいと考えていますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。</p>